BARNES & THORNBURG LLP

ウェビナー

アメリカ、メキシコ、カナダ協定の原産地規則に関する最新情報

開催日時

2020年7月29日
1 p.m.-2 p.m. (Eastern)

講師

ニコラス A. ガルブレイス
パートナー

アデタヨ オストングン
パートナー

クリスティーン J. ソハー・ヘンター
パートナー

デビッド スプーナー
パートナー

リンダ ワインバーグ
パートナー

クリントン K. ユー
パートナー

NAFTAに代わり、米国、メキシコ、カナダ間で新協定（United States-Mexico-Canada Agreement、「USMCA」）が実施されましたが、この協定に基づき、原産地に関する追加のガイダンスが米国国土安全保障省、税関国境警備局、財務省から発表されました。この1時間のウェビナーでは、その概要を以下の内容で説明いたします。

- NAFTAとUSMCAのおもな違い
- 原産地と「De Minimis」に関する規則
- 自動車、テキスタイル・アパレル、農業の業界への影響

関連分野

コーポレート
コンプライアンス・モニターシップ
国際貿易

フィンテック

- USMCA許認可
- 取締り

アメリカ、メキシコ、カナダと購入、販売、貿易等のビジネスを行う方すべてに向けた内容となります。

セミナーは英語で行われます

Questions? Email Lindsay Hulliberger or call 312-214-5661

ウェビナーに関しましてご不明な点がございましたらjapaneseinfo@btlaw.comまでお気軽に日本語でご連絡ください。